

、クラブ規約

CRAMERS

第1章 総則

- 第1条 (名称) 当クラブの名称は「桃山クラマーズ」とする。
- 第2条 (目的) 当クラブは地域の子供たちが学校教育活動外において、サッカーを通じて児童の健全な育成を行うことを目的として活動を行う。
- 第3条 (活動) 当クラブは前条の目的を遂行するために、以下の活動を行う。
サッカーを通して基本的なマナーやルールを学ぶ。
チームワークの大切さを学び、お互いの信頼関係を築く。
サッカーを通じて健全な精神と肉体を鍛える。
その他、クラブの目的達成のために必要な活動。

第2章 団員

- 第4条 (構成) 当クラブは保護者の同意を得た児童・幼児をもって構成する。
- 第5条 (義務) 当クラブ費など活動に必要な費用は保護者が負担をする。
大会・試合参加等で移動をとまなう時は保護者が送迎を行う。送迎が困難な場合は各学年代表と相談し、児童・幼児に不利益を与えないよう互いに協力する。
- 第6条 (役員)
(任期) 当クラブには以下の役員を置く。
役員任期は1年とする(3月より翌年2月までの1年間活動を行う。)
- | | |
|--------|------------------------|
| クラブ代表 | 1名 |
| 保護者代表 | 1名 |
| クラブ会計 | 1名 |
| 学年代表 | 各学年より各1名(学年の人数により変更あり) |
| 学年副代表 | 各学年より各1名(学年の人数により変更あり) |
| 中地区役員 | 各学年より各1名(学年の人数により変更あり) |
| 学校開放役員 | 各学年より各1名(学年の人数により変更あり) |
| 鍵当番 | 各学年より各2名(学年の人数により変更あり) |
- 第7条 (役割) 前条の役員は以下の役割を担う。
- | | |
|--------|--|
| クラブ代表 | クラブを代表して対外活動およびクラブを統括する。 |
| 保護者代表 | 代表に困難が生じた時に代表の任務を遂行する。 |
| クラブ会計 | クラブの会計を管理する。 |
| 学年代表 | 代表の責務を補佐し各学年を取りまとめる。 |
| 学年副代表 | 学年代表・クラブ会計を補佐する。 |
| 中地区役員 | 中地区スポーツ振興会の会議・行事に参加する。 |
| 学校開放役員 | 桃山小学校グラウンド・体育館利用日の手続きおよび学校行事の確認と予定表作成。 |
| 鍵当番 | 体育館入り口の鍵、グラウンド倉庫の鍵を管理 |

第3章 クラブ費

- 第8条 (会計) 当クラブ費の会計・監査は当クラブの保護者会が管理する。
- | | |
|-------|----|
| 会計監査 | 1名 |
| クラブ会計 | 1名 |

- 第9条 (費用) クラブ費は前期・後期の2回に分けて徴収する。
 前期活動分は4月から9月までとし4月に収める。
 後期活動分は10月から3月までとし9月に収める。
 納付日はそのつど定める事とする。
 期の途中脱退については原則としてクラブ費の返金はしない。
 期の途中入団については月単価×月数を収める。
 用具の補修・購入等で必要な時は追加、特別徴収する。
 兄弟での入団については減額優遇せずに規定の金額を徴収する。
- | | | | | |
|------|-------|-----------|------------|---------|
| (金額) | 全学年一律 | 年間14,400円 | (半期7,200円) | 月 1200円 |
| | 小学生未満 | 年間 6,000円 | (半期3,000円) | 月 500円 |
- (保険) 当クラブの児童・幼児は当クラブの定めるスポーツ団体保険に加入をする。
 (登録) 3年生以上の児童は新潟県サッカー協会に選手登録をする。

第4章 施設他

第10条 (学校施設の使用についての注意)

- 当クラブの桃山小学校児童・保護者は当クラブの活動時間において、桃山小学校の児童としてではなく一団体の組織が借りている事を理解する。
 当クラブの児童・保護者は桃山小学校の施設利用に際して、常に学校行事優先である事を念頭におき利用する。
 当クラブの活動時間における怪我や施設の損傷については、その保護者・クラブ(スポーツ保険)が責任を持って対処する。
 練習試合・大会等での破損、偶発的な破損については保護者会で協議を行い対処する。
 当クラブの活動時間においてスタッフ・保護者の指導、注意にそむき怪我や施設の破損が起きた場合は、当事者の保護者責任とする。
 施設利用後の後始末・清掃・施錠については、当番保護者が責任を持って確認する。
 怪我・事故・施設損傷等が発生した場合は、学校・クラブ代表・保護者代表に速やかに連絡すること。
- (体育館) 体育館で使用する靴はフットサル専用シューズか学校で使用する内履きに限る。
 フットサル用ゴールはコーチの指示により適切・安全に設営し、ゴール設営時には必ずステージ側の全面にネットを張りボールが入らないようにする。
 故意に壁や天井に向かいボールを蹴らない。
 クラブ活動に関係の無い場所(ステージ袖・ギャラリー・校舎内)に入らない。
 関係のない設備・用具を使用しない。
 シュート練習は行わない。

- 第11条 (改定) 本規約の改定については、保護者会の開催を行い保護者の2/3以上の同意を得なければならない。(欠席者の扱いについては、その議案について既に同意を得たものとする。)

規約施行日

初年	2001年	3月	1日
改定	2003年	3月	22日
	2005年	3月	19日
	2006年	10月	14日
	2007年	3月	3日
	2010年	5月	1日